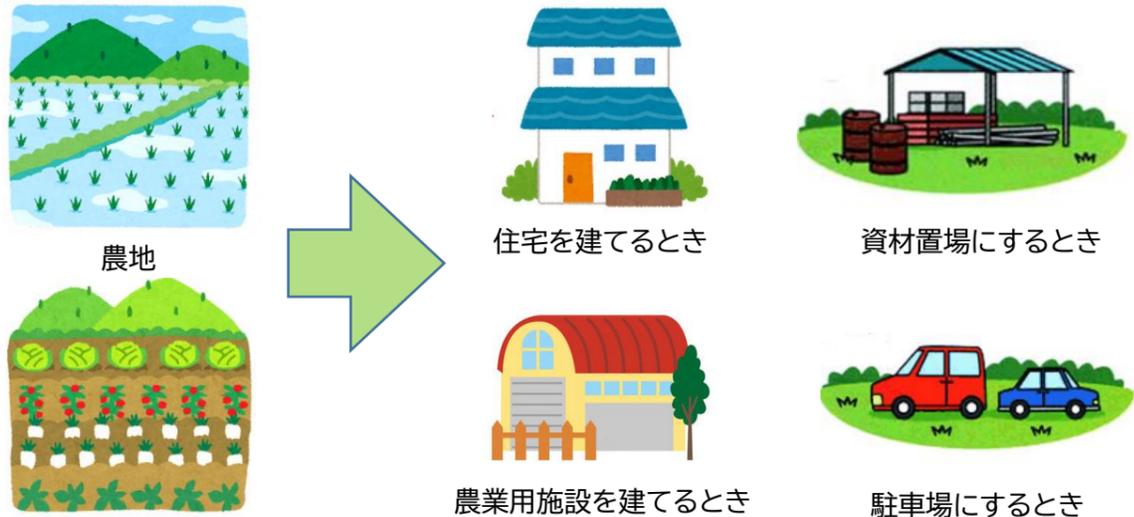


## 農地の違反転用していませんか？

農地を農地以外で利用する(農地転用)場合は、あらかじめ農地法の許可が必要です。  
また、市街化区域内的の農地転用は届出が必要になります。  
(※一時的な利用も転用許可が必要です)



違反転用者には、  
**3年以下の懲役** または **300万円以下の罰金** が科せられる可能性があります  
(法人の場合は1億円以下)

※農地によっては許可が認められない場合もあります。  
(農振農用地区域内の農地は原則許可されません)

## 農業委員会総会開催日・申告締切日

農地の賃貸借、売買、転用を行なうには、農業委員会への許可申請、届出が必要です。  
許可申請の締切は原則10日まで、審議を行なう総会は原則25日が開催日です。  
申請の際は、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

月	申請締切	総会
5月	10日(金)	27日(月)
6月	10日(月)	26日(水)
7月	10日(水)	25日(木)
8月	9日(金)	26日(月)
9月	10日(火)	25日(水)
10月	10日(木)	25日(金)
11月	8日(金)	25日(月)
12月	10日(火)	25日(水)
1月	10日(金)	27日(月)
2月	10日(月)	25日(火)
3月	10日(月)	25日(火)

## 農業委員会だより

# ドリームアグリ

農業委員会だよりの愛称「ドリームアグリ」は、農業への夢をイメージしながら、この紙面で語っていききたいという気持ちをこめています。これからもご愛読宜しくお願い致します。

農業委員会事務局 ☎ 62-1700 (代)

## 未相続のままの農地はありませんか？

### 1. 法務局で相続登記

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続が発生してから、長期間放置されてしまうと、相続人が多数となり権利関係も複雑になるため、誰の農地かわからない「所有者不明農地」になってしまうおそれがあります。

土地や建物などの不動産を(R6.4.1より前に相続したのものも含む)取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を行う必要があります。

正当な理由なく相続登記しないと、10万円以下の過料が科されることがあります。

詳しくは、法務省のホームページ、法務局へお問い合わせいただくか、司法書士などの専門家に依頼することもできます。

法務局ホームページ：[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00343.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)

### 2. 農業委員会への届出

農地の所有者が亡くなってから、その農地を相続によって取得する場合には許可は不要ですが、農業委員会への届出が必要です。

法務局で相続登記が完了した「登記完了証」と「認印」をご持参のうえ農業委員会事務局にて手続きをお願いします。

また、農業経営者が変更になる場合は(農地台帳の農業経営主を変更するとき)「農業経営主変更届」の届出も必要になります。



## 見附市賃借料情報

令和5年1月から12月の間に締結された農地の賃貸借における賃借料の平均額、最高額、最低額(10アール当たり)について、農地法に基づき情報提供しています。

賃借料情報は、実勢の集計値であり拘束力はありません。実際の賃借料は、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで決めてください。

金額(円)

締結(公告) された地域名	平均額			最高額	最低額	件数
	ほ場整備 区域	ほ場整備 区域以外	中山間 地域			
見附	17,600	15,200	11,200	28,000	1,700	279
北谷	19,700	17,900	-	30,000	10,000	208
葛巻	18,800	15,500	-	23,000	10,000	135
新潟	19,200	16,900	-	25,000	9,000	365
上北谷	-	-	11,800	17,800	5,000	155
今町	20,100	17,300	-	30,000	4,000	89
(参考) 市内全域	19,000	17,100	11,500	30,000	1,700	1,231

- ※ データ数は、集計に用いた筆数です。
- ※ 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ※ 現物支給で定めているものは除外しています。
- ※ 畑は、締結件数が少ないため掲載していません。
- ※ 算出にあたり、著しく低額あるいは高額なデータは除外しています。
- ※ 土地改良区の賦課金(工事費・水利費)のほか、固定資産税、その他の租税は含まれません。



## 農作業賃金等の標準額のお知らせ

春耕期を迎え「令和6年農作業賃金等の標準額」を次のとおり決めました。あくまでも標準額ですので、ほ場の条件等により話し合いのうえ決めてください。

### 令和6年 農作業賃金等の標準額

作業名		単位	金額(円) ※10アール当たり	備考
作業賃金	田植・稲刈	1日当たり	8,000	
	その他農作業	//	8,000	
	オペレーター	//	12,900	特殊機械を除く
機械作業料金	耕起	10アールほ場	6,800	
		30アールほ場	5,500	
		50アール以上ほ場	5,000	
	耕起から代かきまで	10アールほ場	13,500	
		30アールほ場	10,900	
		50アール以上ほ場	9,800	
	あぜぬり	1m当たり	36	片面ぬり
	防除	10アールほ場	1,200	※1回
	田植	10アールほ場	6,600	
		30アールほ場	5,500	
		50アール以上ほ場	5,500	
	育苗	硬化苗(1箱)	858	※運賃136円
	土壌改良材散布 (肥料散布含む)	10アールほ場	810	1袋(20キログラム)
	稲刈(コンバイン)	10アールほ場	20,100	もみ運搬費、10a当たり、1,330円
		30アールほ場	16,500	全面倒伏30%増し
50アール以上ほ場		14,500	半面倒伏15%増し ほ場の軟弱度20%程度割増	
溝切り	10アールほ場	2,900	1回当たり、乗用方溝切り機、枕地を含めて10 aほ場で2往復、30aで3往復、50aで4往復とする。機械作業のみ、排水口へのつなぎ作業等は委託者とする。	
	30アールほ場	2,400		
	50アール以上ほ場	2,400		
乾燥から調整まで	1俵(60キログラム)	1,920		

◎この表は、消費税込みの価格となっております。(作業賃金を除く)

